

GHS 国内実施検討状況表

所管庁	法令	対象	担当部署	法令改正		法令以外の対応
				ラベル表示 (譲渡提供時の容器等への表示)	MSDS (譲渡提供時の安全データシートの 交付)	
総務省	消防法	運搬、貯蔵	消防庁危険物保安室	現行消防法令がGHS表示を阻害するものとはなっていない。		
厚労省	安衛法	譲渡、提供 事業場の容器 等	労働基準局安全衛生部化学物質対策課	・表示制度の導入(昭和47年) ・危険性についての表示を追加及び 標章(絵表示)等を表示内容に追加 (平成18年) ・義務対象物質以外の危険有害性を 有する化学物質について努力義務化 (平成24年)	・通知制度の導入(平成12年) ・危険性についての表示を追加及び 通知内容として危険有害性の要約等 を追加(平成18年) ・義務対象物質以外の危険有害性を 有する化学物質について努力義務化 (平成24年)	・事業場内における容器等への表示 等(平成24年指針制定) ・モデルラベル・SDSを作成・公表(厚 生労働省HP「職場のあんぜんサイト」 掲載)
	毒劇法	製造、輸入、 販売	医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室	毒劇法に基づく表示とJISに基づく表示の要求事項の相違部分について、通知で明確化。	毒劇法に基づくSDSとJISに基づくSDSの要求事項の相違部分について、通知で明確化。	GHSに基づく表示、SDSをパンフレット等で推奨。
農水省	農薬取締法	販売、消費	消費・安全局農産安全管理課農薬対策室	農薬取締法では、農薬の使用方法及び関連する注意事項を農薬ラベルに表示するよう義務付けている。		
	肥料取締法	製造、輸入、 販売、譲渡	消費・安全局農産安全管理課			
経済省	化管法	譲渡、提供 製造、販売	製造産業局化学物質管理課 (※対象化学物質の指定については、厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室及び環境省環境保健部環境安全課と共管)	省令・指針を改正し、化管法に基づき提供すべき指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報について、新たに「ラベル表示」をJISZ7253(下記参照)により行うことを努力義務化(純物質:平成24年6月1日施行、混合物:平成27年4月1日施行)。	省令・指針を改正し、SDSで提供すべき情報をGHSの16項目と整合させるとともに、当該項目の記載方法をJISZ7253(下記参照)により行うことを努力義務化(純物質:平成24年6月1日施行、混合物:平成27年4月1日施行)。	パンフレットの作成、説明会の開催等により周知予定。
	火薬類取締法	製造、貯蔵、 販売等(譲渡・ 譲受)、(運搬)、 輸入、消費、 廃棄	原子力安全・保安院保安課	GHSにおいて火薬類に分類される物質の大多数が、火薬類取締法で火薬類に分類されており、TDGに準拠した表示を製造の技術基準に導入している。		
	高圧ガス保安法	製造、貯蔵、 販売、移動、 輸入、消費、 廃棄	原子力保安院 保安課	現行法令がGHS表示を阻害するものとはなっていない。		製造又は輸入され、検査に合格した容器には同法で定める表示をすることを義務付けているが、これと紛らわしい表示をしてはならないことを同法で規定している。平成22年4月に内規を改正し、GHSに基づく表示は同法で規定する紛らわしい表示には該当しないこととした。
	JIS		製造産業局化学物質管理課	MSDS JISZ7250とラベルJISZ7251を統合し、GHSに対応した情報伝達の共通基盤となるJISZ7253を2012年3月26日に公示。	同左	GHS分類JISZ7252の改訂を検討。検討項目は「最新のGHSとの整合」、「引火性、爆発性など物理化学的危険性の追加、オゾン層有害性の追加」、「水生有害性等既存の分類方法の更新」など。
経済省 厚労省 環境省	化審法	製造、輸入	経済省:化学物質管理課化学物質安全室 厚労省:医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室 環境省:総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室	GHSに基づいた表示を一特及び二特物質の表示とみなせるよう運用。		
国交省	船舶安全法	運搬(船舶輸送)	海事局検査測度課	TDGに基づくIMDGコード(SOLAS条約で強制化)に定められた表示を行っている		
	航空法	運搬(航空輸送)	航空局安全部運航安全課	TDGに基づくICAO(国際民間航空条約)に定められた表示を行っている		
	火薬類取締法(火薬類運送規則)	運搬(鉄道輸送)	鉄道局技術企画課			